

平成30年8月1日から

保険証と高齢受給者証が一緒になりました。

保険医療機関等にかかるときは、今回交付されました「青森県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を病院などの窓口で提示してください。一部負担金の割合が記載されていますので、提示してください。提示しないと、本来の自己負担割合で医療が受けられないことがあります。

＜平成30年度の保険証の有効期間＞

平成30年8月1日から

平成31年7月31日まで

※平成30年8月からは、70～74歳の方には、「保険証」と「高齢受給者証」を一緒にした「保険証兼高齢受給者証」を交付します。

保険証

高齢受給者証



国民健康保険

被保険者証

兼高齢受給者証



青森県

Aomori Prefectural Government

野辺地町国民健康保険